

中川町物価高騰対策給付金

(住民税均等割のみ課税世帯 10万円/1世帯)のご案内

受給には手続きが必要です

- 中川町物価高騰対策給付金 (1世帯あたり10万円) は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

中川町が確認書(または申請書)を受理した日から2~3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

令和5年度住民税均等割のみ課税の世帯

(令和5年12月1日時点で中川町に住民登録がある世帯)

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割のみ課税」
の世帯

**「令和5年1月2日以降に
転入した方がいる」**
住民税均等割のみ課税世帯

中川町から
確認書が届きます(要返送)

※ ただし、以下の世帯は対象外
令和5年度住民税課税者に税法上扶養
されている住民税均等割のみ課税世帯

申請が必要です

申請期間：令和6年3月1日(金)
~令和6年5月31日(金)

【申請書配布先】中川町役場住民課住民サービス室

お問い合わせ

中川町役場住民課住民サービス室
「物価高騰対策給付金」窓口

01656-7-2814

受付時間 平日9:00~17:00